

瀬戸内海国立公園（山口県地域）

管 理 計 画 書

（案）



平成 年 月

中国四国地方環境事務所

#### 4 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

##### (1) 行為許可の取扱いに関する事項

特別地域に係る取扱方針については、自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準（以下、「許可基準」という。）」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成 12 年 8 月 7 日付環自国第 448-3 号、平成 15 年 4 月 1 日付環自国第 133 号自然環境局長通知）」（以下、「細部解釈等」という。）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成 17 年 10 月 3 日付環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）」（以下、「許可、届出等取扱要領」という。）によるほか、下記の行為許可の取扱いに関する事項による。

なお、普通地域に関して、要届出行為については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付環自国第 212 号自然環境局長通知）」（以下、「普通地域内処理基準」という。）による。

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
<p>1 工作物の新築、改築又は増築</p> <p>(1) 建築物</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>建築物の新築、改築又は増築に当たっては、球形、円形等奇抜な意匠は避け、落ち着いた外観意匠とし、周囲の風致に調和した色彩を用いるとともに、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。また、貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息・生育地内で行う場合には、その分断等、行為による影響を考慮し、必要に応じて代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>沿岸に良好なマツ林が残されている場合は、マツ林と渚の間には原則として建築物を設けない。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>建築物の新築、改築又は増築に当たっては、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないように、以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①屋根の形態</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>屋根の形態は、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とし、屋根勾配は10分の3以上であること。ただし、母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物及び農林水産業用の小規模な建築物にあつては、この限りではない。</p> <p>②屋根の色彩</p> <p>焦げ茶色（着色の処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色（緑青のついた銅板葺を含む）又は暗灰色であること。</p> <p>ただし、〇〇等の自然材料を使用した屋根とする場合には、素材色とする。</p> <p>③壁面の色彩</p> <p>茶系、グレー系又はベージュ系色であること。木材等の自然材料を使用する場合には素材色であること。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①屋根の形態</p> <p>屋根の勾配は、著しく急勾配でないよう指導する。母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物及び農林水産業用の小規模な建築物であっても、可能な限り勾配屋根にするよう指導する。</p> <p>②修景緑化方法</p> <p>5－（2）－②修景緑化指針によるよう指導する。</p> <p>③その他</p> <p>工事の施行により発生した残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあつては、この限りではない。</p>
(2) 道路	<p>1. 基本方針</p> <p>車道の路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。また、希少な野生動植物の生息・生育地等内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息・生育地等内を通過する場合には、その分断等、行為による影響を考慮</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>し、必要に応じて代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>道路の新築、改築又は増築は、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないように、以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①法面の処理</p> <p>長大な切土又は盛土法面は避け、発生する法面は緑化を行うこと。ただし、緑化のみでは交通又は防災上の安全性が確保できない場合は、以下のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 擁壁を施工する場合は、法枠等の緑化基礎工を併用するものであること。</p> <p>イ 落石防護ネットの使用により既存の植生を保護するものであること。</p> <p>ウ 落石防護ネットの使用により既存の植生を保護するものであること。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、やむを得ずモルタル吹付とする場合は、通行の交通安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、風致に配慮した着色セメントの使用、又はツル性植物等により緑化を行う等、風致景観上の支障の軽減を図ったものであること。</p> <p>②落石防護柵及び落石防護ネット</p> <p>灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色であること。</p> <p>③擁壁</p> <p>現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した表面仕上げ、又は擁壁材料の明度を下げた工法により風致上の支障の軽減を図ったものであること。</p> <p>ただし、公園利用施設等の展望地から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>④交通安全柵</p> <p>交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、色彩は灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）であること。ガードレールを使用する場合は、灰色</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>(亜鉛メッキ仕上げを含む) 又は焦げ茶色であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所及び路上からの景観に配慮する必要のない場所にあつては、この限りではない。</p> <p>⑤付帯施設の取扱</p> <p>ア 広告物等の掲出、設置又は表示を行う場合は、必要最小限の規模とし、意匠、色彩等は3-2に準じて取扱う。</p> <p>イ 建築物の意匠、色彩、構造は、1-(1)建築物に準じて取扱う。</p> <p>⑥廃道敷及び工事跡地の整理</p> <p>施工に伴って生じた廃道敷及び工事跡地は、待避所等に活用される場合を除き、可能な限り修景緑化を行うものであること。</p> <p>⑦残土処理方法</p> <p>工事の施行により発生した残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあつては、この限りではない。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>道路の付帯施設である園地、休憩所、展望施設、駐車場、公衆便所等は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー一等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。</p> <p>②修景緑化方法</p> <p>5-(2)-②修景緑化指針によるよう指導する。</p>
(3) 鉄塔、アンテナ	<p>1. 基本方針</p> <p>鉄塔及びアンテナの新築、増築又は改築に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>導する。新築の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。</p> <p>航空障害対策は、塗色ではなく極力標識灯の設置によるよう指導する。また、既存施設で既に塗色しているものは、塗り替えの際、可能な限り標識灯による航空障害対策に切り替えるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>○色彩</p> <p>外部の仕上げは、灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色とする。</p>
(4)電柱	<p>1. 基本方針</p> <p>電柱の新築、改築又は増築等に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。新築の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。</p> <p>電力、電話線が並行する区間は、建て替え等の際に、可能な限り共架を図るよう指導する。</p> <p>主要展望地周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあつては、可能な限り地下埋設化又は架空線のルート変更を指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>①設置場所</p> <p>主要展望地周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあつては、主要な展望方向に設置しないこと。</p> <p>②色彩</p> <p>外部の仕上げは、木柱及びコンクリート柱は素材色、鋼管柱は亜鉛メッキ仕上げであること。</p> <p>③ 広告物</p> <p>営業広告物は掲出しないこと。</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
-------	----------------

<p>(5) 砂防・治山施設</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>砂防・治山施設の新築、改築又は増築等に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないように指導する。</p> <p>新築の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>○材料、色彩</p> <p>現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した表面仕上げ又はセメントの明度を下げた工法等であること。ただし、公園利用施設等の展望地から望見されない場所にあつてはこの限りでない。</p> <p>落石防護柵については、灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む）又は焦げ茶色とする。</p> <p>ただし、公園利用施設等の展望地から望見されない場所にあつては、この限りではない。</p>
<p>(6) 海岸保全施設 防波堤等</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>海岸保全施設、防波堤等の新築、改築又は増築に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。</p> <p>自然海岸への新築は、既に災害又は侵食を受け、又は受けるおそれが極めて大きい場合であつて、他の方法によっては、防災及び海岸環境の保全の目的を達成することができない場合を除き、瀬戸内海国立公園の指定理由である多島海景観に著しい支障を及ぼすことから、極力避けるよう指導する。</p> <p>なお、新築、改築又は増築する場合は下記に留意する。</p> <p>①埋め立てを伴わないこと。</p> <p>②突堤及び離岸堤は可能な限り潜堤とすること。潜堤にできない場合は、原則自然石積みとすること。</p> <p>③施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことが明らかにされたものであること。</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>○材料、色彩</p> <p>現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した表面仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等であること。ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>
2 木竹の伐採	<p>1. 基本方針</p> <p>各地区において保全対象となっている森林の樹木については、原則として伐採を認めない。特に良好な照葉樹林等自然性の高い森林又は地域を特徴づける貴重な野生動物の生息地及びその周辺での伐採は極力避け、保全を図る。</p> <p>また、保全対象の周辺の森林については、保全対象に影響が及ばないように配慮する。</p>
3 広告物等の掲出、設置又は表示	<p>1. 基本方針</p> <p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、広告物の設置に当たっては、できる限り木材等の自然素材を使用し、落ち着いた意匠及び色彩とする。複数設置する場合はできる限り統合するよう指導する。関係機関と協力して違反広告物の追放を図る。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>広告物の設置に当たっては、意匠、色彩等が周辺の風致と調和するよう、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>①自然公園法施行規則第11条第19項第1号に規定する広告物</p> <p>表示板に使用する色彩は、白、黒、緑、青及び茶系色のうち、3色以内とする。</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	②自然公園法施行規則第11条第19項第2号に規定する広告物及び同条同項

	<p>第3号に規定する指導標</p> <p>ア 乱立は避け、必要最小限とする。また、同一地域、同種目的のものについては統合するよう指導する。</p> <p>イ 標識の色彩は焦げ茶色、文字は白色を基本とするが、案内図には白色以外の使用も認める。</p>
<p>4 水面（海面） の埋立て又は干拓</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため水面の埋立ての取扱方針及び措置命令の処理基準については、別紙1「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱い上の留意事項」による他、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>①特別地域地先水面の埋立て</p> <p>ア 許可しない。ただし、次の場合にあつてはこの限りではない。</p> <p>a 地域住民の生活上必要なもの並びに農業又は漁業の用に供されるものであつて必要性が高く、かつ他に適地がないと認められる場合。</p> <p>b 既に人工海岸又は半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合。</p> <p>c 人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている陸域の地先である場合。</p> <p>イ 予め自然環境に関する総合的な調査を実施する。</p> <p>ウ 水質汚染防止膜を設置する等汚水の流出防止に十分配慮する。</p>

(2) 公園事業の取扱いに関する事項

事業決定の内容及び「国立公園事業事業取扱要領（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という。）によるほか、下記の公園事業の取扱いに関する事項による。

公園事業の種類	公園事業の取扱いに関する事項
1 道路（車道）	<p>1. 基本方針</p> <p>車道の路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。また、貴重な野生動物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息、生育地等内を通過する場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>道路の新築、改築又は増築は、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないように以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①法面の処理</p> <p>長大な切土又は盛土法面は避け、発生する道路法面は、緑化を行うこと。モルタル吹き付けは、交通安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、風致に配慮した必要に応じた着色セメント使用、ツル性植物等により緑化を行う等、風致景観上の支障の軽減を図ったものであること。</p> <p>②落石防護柵及び落石防護ネット</p> <p>灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色のものであること。</p> <p>③擁壁</p> <p>現地自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等により風致保護上の支障の軽減を図ったものであること。</p> <p>ただし、公園利用施設等の展望地から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>

行為の種類	公園事業の取扱いに関する事項
	<p>④交通安全柵</p> <p>道路安全上の問題がない限りガードケーブルとし、色彩は灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色であること。ガードレールを使用する場合は灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色であること。</p> <p>⑤残土処理方法</p> <p>工事の施行により発生した残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、国立公園内において許可を受け又は届出をして行う他の工事に流用する場合には、この限りではない。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 道路の付帯施設である園地、休憩所、展望施設、駐車場、公衆便所等の設置は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 案内板等の掲出、設置又は表示を行う場合は、周辺の自然と調和した意匠及び色彩とし、規模は必要最小限とするよう留意する。</p> <p>ウ 建築物の意匠、色彩及び構造は、許可・届出取扱方針の1（1）建築物に準じて取扱う。</p> <p>②修景緑化方法</p> <p>5－（2）－②修景緑化指針によるよう指導する。</p> <p>③通景の確保</p> <p>主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮えざられないよう適宜枝払い、抜き伐り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>④管理運営方法</p> <p>くずかご及び吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみの持ち帰り運動を推進する。</p>

行 為 の 種 類	公 園 事 業 の 取 扱 い に 関 す る 事 項
	<p>設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。</p> <p>また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p> <p>⑤廃道敷及び工事跡地の整理</p> <p>施工に伴って生じた廃道敷及び工事跡地は、待避所等に活用される場合を除き、可能な限り修景緑化を行う。</p>
2 道路（歩道）	<p>1. 基本方針</p> <p>人と自然のふれあいを高めることを目的とした歩道を整備するものとし、整備に当たっては利用者の安全及び侵食防止等に配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 園地、休憩所、展望施設、駐車場及び公衆便所等の付帯施設の設置は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 案内板等は、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、周辺の自然と調和した意匠及び色彩とする。</p> <p>ウ 建築物の意匠及び色彩は、行為許可の取扱いに関する事項の1（1）建築物に準ずるよう指導する。</p> <p>②通景の確保</p> <p>主要な展望地については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い抜き伐り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>③管理運営方法</p> <p>くずかご及び吸い殻入れは、十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみの持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p>

行為の種類	公園事業の取扱いに関する事項
3 園地	<p>1. 基本方針</p> <p>展望地、海浜、樹林地等各地域の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等による利用において、人と自然とのふれあいが高まるように配慮する。施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和した意匠とする。特に展望地においては、防護柵及び案内板等の標識類が、展望を阻害することのないよう、設置に当たっては十分配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 休憩舎、展望施設、便所等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適正に配置する。</p> <p>イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。</p> <p>ウ 展望施設（展望台、展望休憩所等）の特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩は行為許可の取扱いに関する事項1（1）建築物に準ずるよう指導する。</p> <p>②通景の確保</p> <p>主要な展望地については、展望を確保するため、枝払い、抜き伐り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>③管理運営方針</p> <p>ア くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際にはごみが飛散しないよう対策を講じる。</p> <p>イ 園路及び広場の草刈り並びに園地内の公衆便所等の清掃を定期的に行い、快適な利用が図られるよう努める。</p> <p>ウ 危険箇所の点検及び草刈りを定期的に行う。</p>

行為の種類	公園事業の取扱いに関する事項
4 野 営 場	<p>1. 基本方針</p> <p>海浜地、山間部等、各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じて人と自然とのふれあいを高めるように配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 付帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置する。</p> <p>また、既存施設についても快適な環境が保持できるよう配慮する。</p> <p>イ 建築物の意匠、色彩及び構造は、行為許可の取扱いに関する事項の1(1)建築物に準じて取扱うよう指導する。</p> <p>②管理運営方法</p> <p>ア 山火事が多いため、利用に伴う火気の取扱いに十分注意するよう利用者を啓発する。</p> <p>イ くずかご及び吸い殻入れは、十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。</p> <p>ウ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</p>

(3) 施設計画及び公園事業執行状況一覧

施設計画名	既執行 事業名	未執行事業名
園地	太華山山頂園地 笠戸島瀬戸園地 峨嵋山園地 白木山山頂園地 皇座山山頂園地	大津島馬島園地 虹ヶ浜園地 室積海岸園地
野営場	笠戸島白浜野営場	
水泳場		虹ヶ浜水泳場 室積海岸水泳場
車道	太華山線道路 室津皇座山線道路 平山皇座山線道路	室積大峰千坊線道路 嘉納山線道路 下田白木山線道路 帯石観音嵩山線道路
歩道	太華山線道路 千坊山線道路 笠戸島回遊線道路 嘉納山線道路	相浦皇座山線道路